第七条の二第三項	及び国民健康保険法
第百五十一条	第百七十三条
第百五十三条第二項	同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）
第百五十四条第二項	及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金
第百五十五条第一項	及び
第百六十条第三項第二号	病床転換支援金等
第百六十条第十四項	及び病床転換支援金等
第百七十三条第一項及び第百七十六条	及び病床転換支援金等
附則第二条第一項	病床転換支援金等

、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第百五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法	老人保健拠出金、第百七十三条
同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）、平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。）	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
病床転換支援金等、老人保健拠出金	、老人保健拠出金及び
病床転換支援金等の額及び老人保健拠出金	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
病床転換支援金等、老人保健拠出金	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金

3　平成二十五年度及び平成二十六年度において、健康保険法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二、第百五十一条、第百五十五条、第百六十条及び附則第二条の規定並びに同法第百五十三条、第百五十四条、第百七十三条及び第百七十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の二第三項	及び国民健康保険法
第百五十一条	第百七十三条
、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第百五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法	老人保健拠出金、第百七十三条

第百五十三条第二項	及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）
第百五十四条第二項	及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金
第百五十五条第一項及び第百六十条第三項第二号	後期高齢者支援金等
第百六十条第十四項	及び後期高齢者支援金等
第百七十三条第一項及び第百七十六条	及び後期高齢者支援金等
附則第二条第一項	後期高齢者支援金等

、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。）	
後期高齢者支援金等、老人保健拠出金	
、後期高齢者支援金等の額及び老人保健拠出金	
、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金	
後期高齢者支援金等、老人保健拠出金	

附則第七条中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十五年度及び平成二十六年度において、国民健康保険組合について、国民健康保険法第六十九条、第七十三条及び第七十六条（同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十九条		
第七十三条第一項	及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に	及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）
	及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の	、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十三条第一項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（第七十六条第一項において「老人保健拠出金」という。）
	及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の	、後期高齢者支援金及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（以下この項及び次項において「老人保健医療費拠出金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用の
	及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の	、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用の